

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第3号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市民病院改革プラン推進課	<p>【改正趣旨】 市長の附属機関について、市民病院の継続的な経営に関する審議会を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 平成29年12月に設置した当該附属機関は、市民病院における経営の現状と課題に関する事項及び経営形態の見直しに関する事項について審議を行い、市長への答申を行った。 当該附属機関の所期の目的を達したことから、廃止しようとするもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>